

業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領の各規程の取扱いについて

下記に示す規定については、次のとおり取り扱います。

価格による失格基準（第6条第2項）について

| 適用時期 | 令和4年9月30日公告分まで | 令和4年10月1日公告分より |
|--------|---|---|
| 適用する基準 | 価格による失格基準は予定価格に2を乗じた額を超える入札価格及び入札価格と比べて、二桁以上低い入札価格を除いた入札価格の平均価格(i)とする | 価格による失格基準は予定価格を超える入札価格及び入札価格と比べて、二桁以上低い入札価格を除いた入札価格の平均価格(i)とする。 |

調査基準価格の算定式（第5条第1項第1号、第2号）について

| 適用時期 | 令和4年5月31日開札分まで | 令和4年6月1日開札分より |
|--------|---|---|
| 適用する基準 | ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額 | ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 |